

お知らせ

長浜赤十字病院改築工事が始まります

長浜赤十字病院では、平成25年12月の完成を目標に、平成23年3月から改築工事を行います。

工事期間中も救命救急センターをはじめ入院・外来共に従来どおり診療を行います。

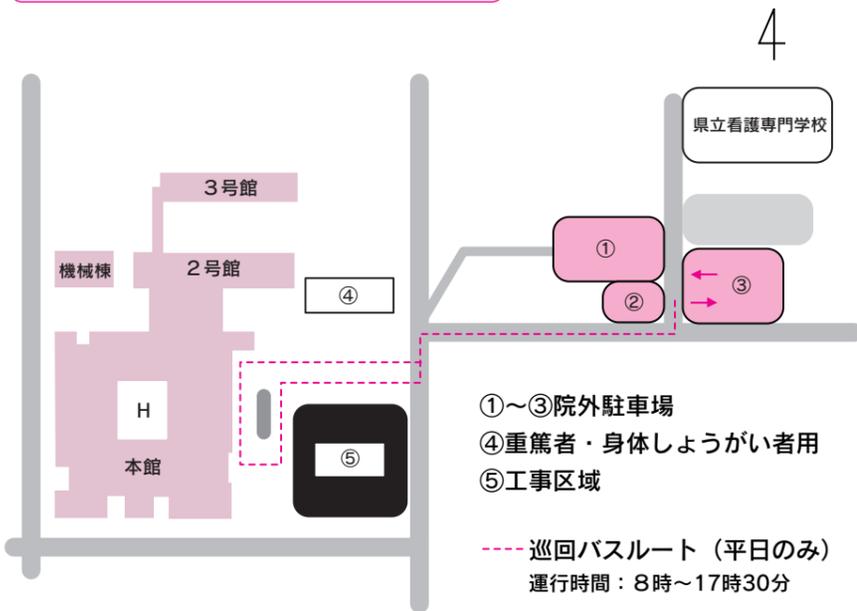
なお、工事期間中は、駐車場が下記のとおりとなります。院外駐車場と病院とを往復する巡回バスを運行しますので、ご利用ください。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力お願い致します。



▲病院完成イメージ写真

問 長浜赤十字病院 (☎63-2111)



従来の駐車場が新2号館建設予定地になります。ご注意ください。

改築計画の概要

- 【場所】 現病院所在地
- 【構造】 鉄骨造地上5階建て
延床面積10,350.0㎡
- 【病床数】 精神科病棟 70床
- 【完成時期】 新2号館の完成は、平成24年9月。なお、旧2・3号館の解体工事・駐車場等の構内工事の完成は平成25年8月。救命救急センター増築工事の完成は平成25年12月

人工透析を受けている人に 通院交通費を助成

【対象】

- 次の①～③の条件をすべて満たす人
- ①腎臓機能しょうがいにより、身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②人工透析を受けるために、交通機関(自家用車を含む)を利用して月8回以上通院している人
- ③本人および同居の生計中心者の平成22年度市民税所得割が3万3千円未満の人

【支給対象期間】

平成22年4月～平成23年3月分
(1年分まとめての申請となります)

【支給額】

自宅から医療機関までの直線距離が
▼5キロメートル未満：月額1千円
▼5キロメートル以上：月額2千円

【申請期間】

3月22日(火)～4月15日(金)
※土日・祝日除く

【持ち物】

通院日の証明書、身体障害者手帳、本人名義の預金通帳、印鑑
※証明書の用紙は、しょうがい福祉課・各支所福祉生活課にもあります。あらかじめ医療機関で証明を受けてください。

申 しょうがい福祉課(☎65-6518)、各支所福祉生活課

お知らせ

国民健康保険からのお知らせ

▼4月からは新しい保険証で受診を

4月1日から使用できる新しい保険証(ピンク色)を、3月上旬より順次、『簡易書留郵便』で各家庭に送付します。現在お持ちの3月未期限の保険証(紫色)は、4月以降に各自で処分をしてください。なお、これまで14桁だった被保険者番号を新しい保険証から7桁に変更しています。※被保険者証は住民票の住所に郵送します。転送依頼されていても、転送できませんのでご注意ください。

▼平成22年中の所得について申告を

国民健康保険に加入中の人は、平成22年中の所得について申告が必要で、所得がない場合や、小額でも申告が必要な場合があります。そのため、市税務課(☎65-6508)まで問合わせてください。

▼社会保険に加入したら国保資格の喪失を

お勤め先の健康保険等に加入された場合(または被扶養者の認定を受けた場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。

会社等から交付された新しい保険証と、国民健康保険の保険証の両方を持って、保険医療課または各支所福祉生活課で手続きしてください。自動喪失にはなりませんのでご注意ください。

▼高齢受給者証をお持ちの人へ

70歳から74歳までの人にお渡ししている「高齢受給者証(薄いだいたい色)」のうち、4月から個人の負担割合が1割から2割になると表示されている受給者証をお持ちの人には、3月中旬に「有効期限(7月末)まで1割負担」と表示された高齢受給者証を郵送します。これは、4月から負担割合を変更するとしていた国の取り扱いが実施時期を延長することになったためです。

新しい受給者証を受け取られなかったら、現在お持ちの受給者証は各自で処分をしてください。

※現役並所得との判定により3割の自己負担の受給者証をお持ちの方は、そのまま変わりません。

印刷ならびに封入封緘の都合により保険証と高齢受給者証は別々に郵送いたします。

問 保険医療課(☎65-6512)、各支所福祉生活課

長浜市特定公共賃貸住宅の入居募集について

1. 募集住宅

団地名：赤崎団地 第8号棟
所在地：長浜市西浅井町菅浦1490番地1
建設年度：平成11年度
構造：戸建 木造2階建
間取り：3DK
住戸面積：1階 50.51㎡
2階 35.05㎡
家賃月額：55,000円



2. 申込要件

- ①同居(予定) 親族があること
 - ②市町村税及び国民健康保険料の滞納がないこと
 - ③申込者及び同居者が、暴力団員でないこと
 - ④市営住宅等の家賃等の滞納がないこと
 - ⑤明渡請求により、市営住宅等を退去したことがないこと
 - ⑥収入月額が158,000円～487,000円の範囲にあること(算出方法等は問合せください)
 - ⑦現に居住にお困りの人
- ※入居に際して、連帯保証人2人が必要です。
※入居時には、敷金(家賃3か月分)を納付していただきます。

※入居期間は、市が指定する日から10年間です(期間の延長はできません)

3. 申込みに必要な書類

- ①入居申込書
- ②住民票記載事項証明書
- ③所得・収入が証明できる書類
- ④納税の証明書類(詳しくは、下記④まで)

4. 選考方法

市営住宅運営委員会の審査、または公開抽選により選考します。

5. 入居の時期

5月下旬を予定しています。

6. 募集

期間：3月15日(火)～3月29日(火)
時間：8時30分～17時15分(土曜、日曜、祝日を除く)
※入居申込書は、市役所本館案内(1階)や東別館建築課(5階)、各支所に置いてあります。

問 西浅井支所産業建設課(☎89-1124、FAX89-0585)